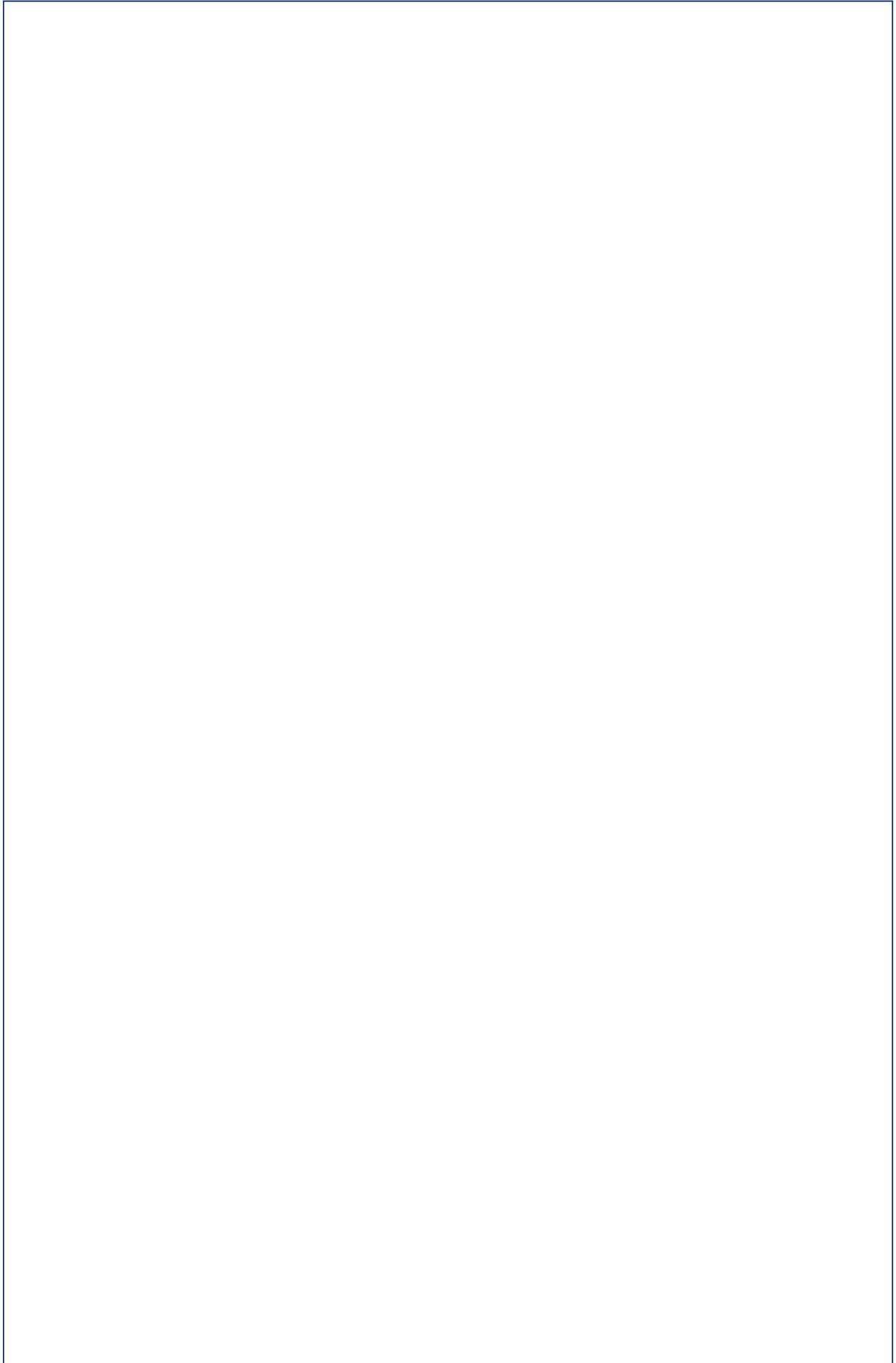


# 久留米市立地適正化計画

## < 資料編 >

平成29年（2017年）3月 策定  
令和2年（2020年）3月 改定  
令和3年（2021年）9月 改定

久留米市



## 目次

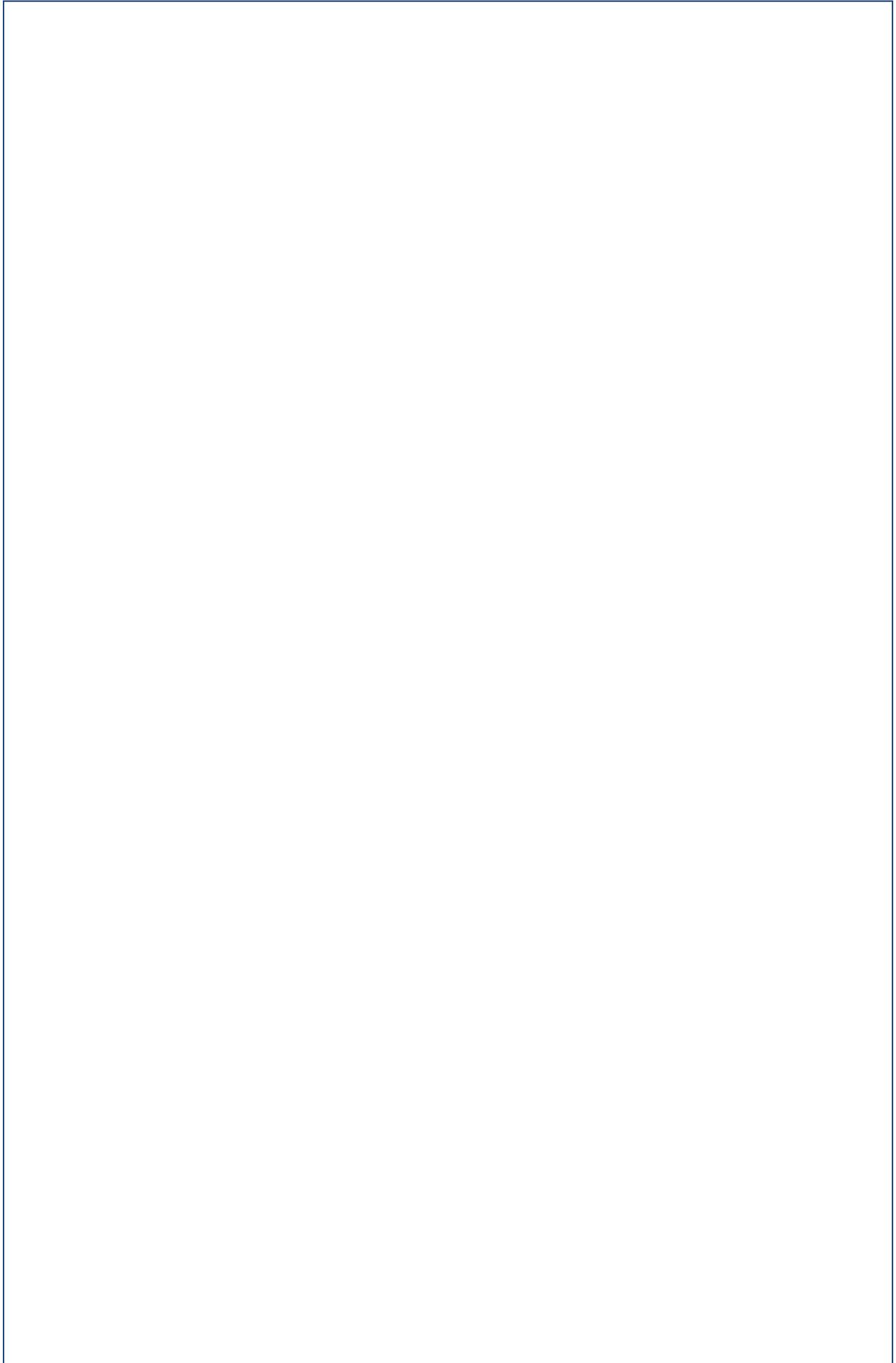
「1. はじめに」 関連.....	- 1 -
1. 立地適正化計画とは.....	- 2 -
◆根拠法.....	- 2 -
◆立地適正化計画制度創設の背景.....	- 2 -
◆立地適正化計画における防災指針作成の背景.....	- 3 -
2. 久留米市立地適正化計画の策定について.....	- 4 -
◆立地適正化計画の位置づけ.....	- 4 -
◆その他計画における「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の位置づけ.....	- 4 -
「2. 久留米市の現状と将来の課題」 関連.....	- 16 -
1. 分析条件・方法について.....	- 17 -
◆都市構造評価の分析にあたって.....	- 17 -
2. 久留米市の将来人口推計.....	- 18 -
(1)久留米市立地適正化計画における将来人口推計について.....	- 18 -
3. 久留米市の人口推移.....	- 19 -
4. 人口減少と高齢化により進行する課題、頻発・激甚化する自然災害による課題.....	- 28 -
(1)財政及び公共施設等の管理.....	- 28 -
(2)公共交通.....	- 31 -
(3)中心市街地.....	- 36 -
(4)各種生活サービス施設の充足率及び徒歩圏の人口密度.....	- 40 -
(5)土地利用.....	- 58 -
(6)ハザード区域.....	- 60 -
(7)人口減少の更なる進行.....	- 61 -
5. 課題の整理.....	- 62 -
「4. 居住誘導区域」 関連.....	- 63 -
1. 居住誘導区域とは.....	- 64 -
◆居住誘導区域の基本的な考え方.....	- 64 -
2. 久留米市における居住誘導区域の設定について.....	- 65 -
◆久留米市における居住誘導区域設定の考え方.....	- 65 -
3. 届出制度について.....	- 76 -

「5. 都市機能誘導区域及び誘導施設」 関連.....	- 77 -
5-1. 都市機能誘導区域.....	- 78 -
1. 都市機能誘導区域とは.....	- 78 -
◆都市機能誘導区域の基本的な考え方.....	- 78 -
2. 久留米市における都市機能誘導区域の設定について.....	- 79 -
◆久留米市における都市機能誘導区域設定の考え方.....	- 79 -
5-2. 誘導施設について.....	- 89 -
1. 誘導施設とは.....	- 89 -
◆誘導施設の基本的な考え方.....	- 89 -
◆誘導施設の設定.....	- 89 -
2. 久留米市における誘導施設の設定について.....	- 91 -
(1) 誘導施設検討の流れ.....	- 91 -
(2) 地域特性からみる必要施設の検討【Step1】.....	- 92 -
(3) 各拠点への誘導施設設定【Step2】.....	- 103 -
(4) 必要な機能の充足状況【Step3】.....	- 105 -
3. 誘導施設について(再掲).....	- 111 -
4. 届出制度について.....	- 114 -
「7. 計画の評価」 関連.....	- 115 -
1. 計画の目標値.....	- 116 -
(1) 目標値について.....	- 116 -
(2) 目標値.....	- 116 -
参考資料.....	- 123 -
1. 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口結果.....	- 124 -
2. 地域別カルテ(人口、人口密度、都市機能の人口カバー率、誘導区域図).....	- 125 -
3. 中心点等の設定の考え方.....	- 142 -
4. 各誘導区域に係る土地の取扱いについて.....	- 144 -

- この【資料編】は、【本編】を補足する各資料を掲載しています。
- (※)の付いている用語については、「参考資料」に解説を掲載しています。
- データ分析等については、端数処理の関係上合計が100%にならない、合計と一致しないことがあります。

◆和暦・西暦の記載について

区分	表示方法
法律の施行、各種計画の策定日	和暦のみ
図表	元号のアルファベット1文字 (昭和：S、平成：H、令和：R)
その他本文	和暦、西暦を並列 例：平成27年(2015年)



## 「1. はじめに」 関連

---

『久留米市立地適正化計画』「1. はじめに」に関連し、以下の内容を記述します。

1. 立地適正化計画策定にあたり、計画策定の根拠法、立地適正化計画制度創設の背景、計画策定の意義と役割について
2. 久留米市立地適正化計画と久留米市のその他計画との関係（位置づけ）について、更に、関連計画から久留米市のこれまでの「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりの考えについて

## 1. 立地適正化計画とは

### ◆根拠法

立地適正化計画は、次の法律に基づき策定しています。

#### 都市再生特別措置法

第81条 市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

2～16（略）

### ◆立地適正化計画制度創設の背景

（国土交通省作成「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要  
パンフレット 抜粋）

日本の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

都市再生特別措置法（以下「法」という。）は、こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むため、平成26年8月に改正されました。

これまでの制度との違いとして、「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携が具体的に措置されたこと、また、「コンパクトなまちづくり」を進めるためには、居住や福祉などの民間の施設や活動が重要であることから、都市全体を見渡しながらその誘導を図ることが焦点となっています。

## ◆立地適正化計画における防災指針作成の背景

## 都市再生特別措置法

## 第81条 略

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

## 一～四 略

五 居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）に関する事項

六 第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項

## 七 略

3 前項第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。

## 4～24 略

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっています。

こうした中、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、市全域の安全性を確保する取組を踏まえつつ、特に居住誘導区域に存在する災害リスクに対して、必要な防災・減災対策を、計画的かつ着実に取り組むことが必要です。

都市再生特別措置法（以下「法」という。）は、こうした背景を踏まえ、今後も気候変動の影響により、自然災害が頻発・激甚化することが懸念されており、国・県・市といった行政や住民、民間事業者が一体となって防災まちづくりに取り組むため、令和2年6月に改正されました。

防災指針は、誘導区域の内外にわたる都市の防災機能を確保するため、地域防災計画等の各種計画や新たな「流域治水」の考え方を踏まえ、災害リスクを明確にし、都市全体を見渡しなが、持続可能な都市づくりを図ることが焦点となっています。

## 2. 久留米市立地適正化計画の策定について

### ◆立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、市町村の総合計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるよう配慮されたものでなければならないとされています。(法第81条第9・10項)

また、法定事項が記載された立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。(法第82条)

なお、市町村は、都市機能誘導区域と誘導施設等(うち、市町村及び特定非営利活動法人等が実施するもの)を記載した立地適正化計画を国土交通大臣に提出することができ、それにより、都市再生整備計画(法第47条第1項)の提出があったものとみなされます。(法第83条第9・10項)

### ◆その他計画における「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の位置づけ

前述の通り、立地適正化計画は、市町村の総合計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即し、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならないとされ、立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。

また、立地適正化計画は、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通のネットワークを形成する計画とされており、公共交通関係の計画との連携が非常に重要となります。

このため、久留米市立地適正化計画を定めるにあたって、特に関連の強い各種上位計画及び交通関連計画における「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えについて整理します。

## ①久留米市新総合計画 基本構想（平成13年度～令和7年度）【抜粋】

＜計画の目的＞

「久留米市新総合計画（基本構想）」は、市の21世紀の都市づくりの指針となるものであり、基本理念と目指す都市の姿やそれを実現するための基本方針等を定めている

＜基本理念＞（※久留米市新総合計画 基本構想）

「水と緑の人間都市」

- 個の存在や個性を尊重し、その自立性を大切に
- 自然と都市、人と人、人と自然の共生を大切に
- 本市の誇る地域資源である水と緑を大切に

＜目指す都市の姿＞（※久留米市新総合計画 基本構想）

1. 誇りがもてる美しい都市久留米
2. 市民一人ひとりが輝く都市久留米
3. 活力あふれる中核都市久留米

＜立地適正化計画に関連する主な位置づけ＞

- 目指す都市の姿と施策の柱・方向：誇りがもてる美しい都市久留米
  - ・ 都市発展の主軸をこれまでの経済性、効率性を追求した拡大成長型の都市づくりから、生活空間としての都市の形成へ移していくことが必要で、都市づくりの中に「美」を導入し、生活空間の質を高めていく。
  - ・ 生活を支える基礎的な基盤の整備を着実に進めながら、それぞれの基盤がネットワーク化した、安心して快適な質の高い生活の土台づくりを進める。
  - ・ これまで築き上げてきた地域の資源（ストック）を最大限に活用し、都市機能の質的充実を図りながら、後世が継続して使い、積み上げていくに足る都市資産の蓄積を図る。
  - ・ 新しい生活様式による環境負荷が少ない持続可能な地域社会を目指した都市づくりを進める。
- 目指す都市の姿と施策の柱・方向：活力あふれる中核都市久留米
  - ・ 人口減少・超高齢社会においても、自立し、持続的に発展する県南の中核都市にふさわしい、「地力」と「風格」を持ち、活力あふれる都市づくりを進める。
  - ・ 市民のみならず広域の人々の多様なニーズや創造性を刺激する、多彩な楽しみにあふれ、多様な活動、交流の舞台にふさわしい都市空間の形成を進め、人と情報が行き交うにぎわいのあるまちづくりを進める。
  - ・ 中心市街地においては、住む人も訪れる人もまちを楽しみながら活動できる奥行き深いまちづくりを進め、広域商業やサービス、文化・情報などの拠点としての中心市街地の再整備を図る。
  - ・ 都市活力の源泉となる定住人口の確保に向け、戦略的かつ重点的な取組を進

めるとともに、医療や福祉、教育、文化芸術、スポーツ、商業など多様な広域的高次都市サービス機能の充実・強化を図り、福岡県第3の都市圏の拠点都市としての役割が果たせる都市づくりを推進する。

- ・ 久留米広域定住自立圏や筑後川流域クロスロード協議会など近隣市町村との連携において中心的な役割を果たすとともに、福岡県が進める筑後ネットワーク田園都市圏構想など県南全域が一体となった取組にも参画し、圏域の自治体間の連携と相互の機能分担を基本とした広域行政の推進に積極的に取り組む。

●土地利用の基本方針

- ・ 自然環境との共生や土地の持つ多面的な公益的機能の重視を基本に、長期的視点を持って総合的、計画的に利用し、未来の久留米市民に誇りと自信をもって継承していくべき久留米市国土の形成を図る。

○ストックとポテンシャルを生かした土地利用

○主体的な地域づくりに配慮した土地利用

○広域の視点を持った土地利用

●基本構想推進に当たって：機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

- ・ 新たな都市づくりに対する投資は、目指す都市の姿の実現に対して効果的に厳選して行う。そのためにも、豊かな自然や歴史・文化及び蓄積された社会資本など、有形・無形の地域資源(ストック)の価値を多面的に見直し、今後の都市づくりに生かしていく。

## 久留米市新総合計画 第3次基本計画（平成27年度～平成31年度）【抜粋】

＜計画の目的＞

21世紀における久留米市の都市づくりの指針となる「久留米市新総合計画 基本構想」（平成12年）に定めた都市の姿の実現に向けて、中期的に取り組む基本的な施策を体系的・戦略的に示したもので、久留米市の都市づくりの基盤となる計画

＜基本理念＞（※久留米市新総合計画 基本構想）

「水と緑の人間都市」

＜目指す都市の姿＞（※久留米市新総合計画 基本構想）

1. 誇りがもてる美しい都市久留米
2. 市民一人ひとりが輝く都市久留米
3. 活力あふれる中核都市久留米

＜立地適正化計画に関連する主な位置づけ＞

## ●基本的視点：超高齢社会など時代を見据えた都市の構築

- ・ これまでの人口増加社会における都市発展の礎となった市街地の広がりや、これからの人口減少社会では、逆に、道路や上下水道、交通、商業、医療など市民生活を支える都市基盤の維持、管理を困難にし、都市経営を圧迫するとともに、さまざまな社会的弱者を生み出す要因ともなる。このため、市街地の拡大を抑制しながら、効率的な都市形態へと転換し、市域の均衡ある発展とともに環境への負荷の少ない都市空間の整備を目指す。

## ●各論：①快適な都市生活を支えるまち

- ・ 都市機能の維持と市域の均衡ある発展を図るため、市街地の拡散的拡大を抑制しながら、中心拠点と地域の生活拠点などが相互に機能を補完し合う、ネットワーク型のコンパクトな都市づくりを進める。
- ・ 社会環境の変化に対応した、持続可能な都市構造の形成を図るため、広域的な高次都市機能や都市型住宅が集積した、魅力的で賑わいのある中心拠点を形成するとともに、暮らしに密着した地域の生活拠点の充実を図る。
- ・ 市街化区域内の低・未利用地の宅地化促進など、まちなか居住を推進するとともに、鉄道駅周辺においては、居住環境の整備を促進する。
- ・ 総合的な交通体系の将来ビジョンのもと、路線バスの再編や新駅設置の促進など、交通機関の結節機能強化や輸送機能強化、利便性向上に取り組み、公共交通の利用促進を図る。

## ●各論：②人と情報が行き交うにぎわいのあるまち

- ・ 広域求心力の中核を担うべきである中心市街地において、久留米シティプラザを核にさまざまな都市空間を活用したにぎわいづくり、日常・非日常の双方に対応した多様なサービスの提供、居住環境も含めすべての世代が快適に過ごせる環境整備など官民が連携して活性化に向けた取組を推進する。
- ・ 中心市街地エリア内に、商業機能や都市福利機能など本市の中心拠点として必要な機能の整備を推進する。

- ・ 中心市街地におけるまちなか居住の推進や就労の場の創出に取り組むとともに、来街者、居住やそれぞれのニーズをとらえた商業をはじめとする多様なサービスの提供、創出を促進する。

## ②久留米市キラリ創生総合戦略（平成27年10月（平成28年3月改定版））【抜粋】

＜計画の目的＞

「まち・ひと・しごと創生法※」に基づき、今後5か年の目標や施策の基本的方向・具体的な施策をまとめた計画

久留米市の「まち・ひと・しごと創生」は、人口減少の克服と、人口減少・超高齢社会に対応した都市づくりをあわせて行うことにより、将来にわたって持続可能な地域社会を形成することを目指している。

＜基本目標＞

- (1) 安定した雇用を創出する
- (2) 久留米市への新しい人の流れをつくる
- (3) 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる
- (4) 安心な暮らしを守る
- (5) 広域拠点の役割を果たす

＜立地適正化計画に関連する主な位置づけ＞

- 施策の基本的方向：安定した雇用を創出する
  - ・ 久留米市の高度医療都市という特長を地域の発展につなげるため、研究開発機能の拡充や研究開発などを支援するとともに、近隣のがん関連研究治療機関との連携などによるがん治療拠点化を推進。
- 施策の基本的方向：久留米市への新しい人の流れをつくる
  - ・ 自然や歴史、フルーツ、酒蔵など、市内全域に広がる個性的で豊富な地域資源を活かした地域観光の開発を進めるとともに、久留米シティプラザ、久留米市美術館、久留米総合スポーツセンターなどの新たな拠点施設を活用した魅力ある事業を展開し、文化芸術、音楽、スポーツの持つ力で人を呼び込む取組を進める。
- 施策の基本的方向：安心な暮らしを守る
  - ・ 中心拠点への広域的な都市機能や都市型住宅の集積等により、まちの魅力と賑わいを創出するとともに、周辺地域の拠点となる生活拠点の機能を充実させ、関係者との協働による地域コミュニティの維持、買い物や移動手段の確保など、地域の特性を活かした周辺地域の形成を図る。
- 施策の基本的方向：広域拠点の役割を果たす
  - ・ 久留米広域連携中枢都市圏を形成し、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の各施策を推進する。

※「まち・ひと・しごと創生」とは、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という悪循環を断ち切り、地方において「しごと」と「ひと」の好循環を確立して「まち」に活力を取り戻すことで、人口減少に歯止めをかけ、活力ある日本社会を維持することを目指す取組です。

### ③久留米市国土利用計画【抜粋】

#### <計画の目的>

国土利用計画法第8条の規定に基づき、久留米市の区域における国土の利用に関する基本的事項を定める計画

#### <基本理念>

「水と緑の人間都市の形成と未来への継承」

#### <基本方針>

1. ネットワーク型のコンパクトな都市づくり
2. 美しい郷土を次世代へ引き継ぐ都市づくり
3. 安全で安心な市民生活が送れる都市づくり
4. 活力を生み出す都市づくり
5. 広域拠点としての役割を果たす都市づくり

#### <立地適正化計画に関連する主な位置づけ>

- 基本方針：ネットワーク型のコンパクトな都市づくり
  - ・ 広域的な高次都市機能や都市型住宅が集積した中心拠点と、暮らしに密着した生活拠点の充実を図るなど、コンパクトな都市づくりを進める。
  - ・ 拠点間を公共交通や幹線道路網で結びつけ、拠点の個性が一体となりながら相乗的な魅力を発揮できる都市づくりを進める。
- 住宅利用の基本方針
  - ・ 人口減少社会の進行や超高齢社会に対応したコンパクトな都市づくりを進めるとともに、良好な景観形成や住宅ストックの質的向上など、成熟社会に対応した居住環境の形成に努める。
  - ・ 中心拠点においては、久留米シティプラザを核として、商業機能や都市福利機能など高次都市機能の集積を図るとともに、JR久留米駅・西鉄久留米駅を結ぶ「中心市街地活性化基本計画」区域内を中心に、市街地再開発の促進や支援、地域優良賃貸住宅の供給など、まちなか居住を推進し都心部の再生を図る。
  - ・ 市域内に複数の地域生活拠点を設け、地域の特性を活かした定住促進を図るとともに、鉄道駅周辺のポテンシャルを活かした沿線居住促進に向け、市街地開発事業や地区計画等を活用した定住の受け皿となる住宅地の形成に向けた取組を進める。
  - ・ 市民の生活に必要な移動手段である公共交通利用が不便な地域については、地域との協働による生活支援交通の導入により、誰もが気軽に安心して利用できる公共交通の環境整備を図る。

## ④筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年4月）【抜粋】

## ＜都市づくりの基本理念＞

1. 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる都市づくり
2. 誇りがもてる美しい都市づくり
3. 地力のある都市づくり
4. 自然の保護や都市ストック活用により、環境にやさしいまちづくりを進める
5. 多様な主体が参画するまちづくり

## ＜都市づくりの目標＞

「地域色を生かした文化と産業を育む田園都市圏※の形成をめざす筑後都市圏」

※田園都市圏:「筑後ネットワーク田園都市圏構想」において定義された筑後都市圏のイメージであり、自然・田園地帯に個性的な都市が分散した都市圏のことを指す。

## ＜都市構造の形成方針＞

## ●都市構造の形成方針

- ・ これまでの“拠点を中心とした都市づくり”から、“拠点と公共交通軸による持続可能な都市づくり”へと拡充を図り、便利な場所で暮らせる持続可能な都市づくりを進めていく。久留米市の拠点、公共交通軸は以下の通り

**広域拠点**：JR・西鉄久留米駅周辺

**拠点**：JR 田主丸駅周辺、西鉄北野駅周辺、西鉄犬塚駅周辺、久留米市役所城島総合支所周辺

**基幹公共交通軸**：JR 九州新幹線、JR 鹿児島本線、JR 久大本線、西鉄天神大牟田線、西鉄甘木線

**公共交通軸**：久留米市役所城島総合支所周辺～西鉄大善寺駅

## ●持続可能な都市づくりによる効果

- ・ 持続可能な都市づくりを目指し、拠点に加えて公共交通軸を新たに設定することで、商業、医療、文化などをはじめとした生活サービスなどの都市機能を、公共交通が使いやすい沿線に呼び戻していく。

## ●公共交通軸沿線のまちづくりの促進

- ・ 拠点と公共交通軸による持続可能な都市づくりを進める一つの方策として、高齢者や環境にやさしい公共交通軸の沿線に居住を誘導し、居住者が医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスを利用できるようにすることが必要。そのため、公共交通軸の沿線の自治体間で、これらの生活サービスを利用できるよう相互に補完する沿線都市群の形成を目指す。

## ⑤久留米市都市計画マスタープラン（平成24年12月（令和2年3月改定））【抜粋】

### <計画の目的>

都市全体及び地域ごとの将来像を具体的に示し、都市づくりの課題とそれに対応した整備方針を明らかにするための総合的な方針であり、市民や事業者と行政が協働によるまちづくりを進めていく上での指針となる計画

### <都市づくりの目標>

1. 安全・安心な暮らしを支えるコンパクトな都市づくり
2. 地域特性を活かした土地利用目標による魅力あふれる都市づくり
3. 水と緑に恵まれた環境と共生する都市づくり
4. 人、物、情報が行き交う活力ある都市づくり

### <将来都市構造>

コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造

### <立地適正化計画に関連する主な位置づけ>

- 都市づくりの目標：安全・安心な暮らしを支えるコンパクトな都市づくり
  - ・ 効率的な都市経営を行うため、居住、商業、業務、教育、文化などの多様な機能がコンパクトにまとまった生活圏の形成を目指し、まちなか居住の推進を図る。
  - ・ 周辺部においても、鉄道駅などの交通拠点を中心に居住機能と身近な生活機能を融合させ、交通サービスを楽しむ沿線居住の推進を図る。
- 将来都市構造の考え
  - ・ 恵まれた水と緑を大切にしつつ、市街地の中心地区や市域内の各市街地がコンパクトにまとまり、それらを連携する都市構造を形成する。
  - ・ 中心市街地の都市機能をさらに高めるとともに、市域に点在する地域の生活の拠点について、個性を活かしつつ必要に応じた都市機能を充実させながら、互いに連携を強化・充実させることで不足する機能を補完しあい、持続可能な都市を実現する。

⑥久留米市都市交通マスタープラン（平成25年2月）【抜粋】

＜計画の目的＞

交通分野において、久留米都市計画マスタープランで描かれた将来都市構造を支える交通体系の構築を図るとともに、様々な社会情勢の変化に対応できる交通体系の構築を図っていくために、自動車や公共交通等の様々な移動手段における総合的な交通施策の指針を定めた計画

＜都市交通の目標像＞

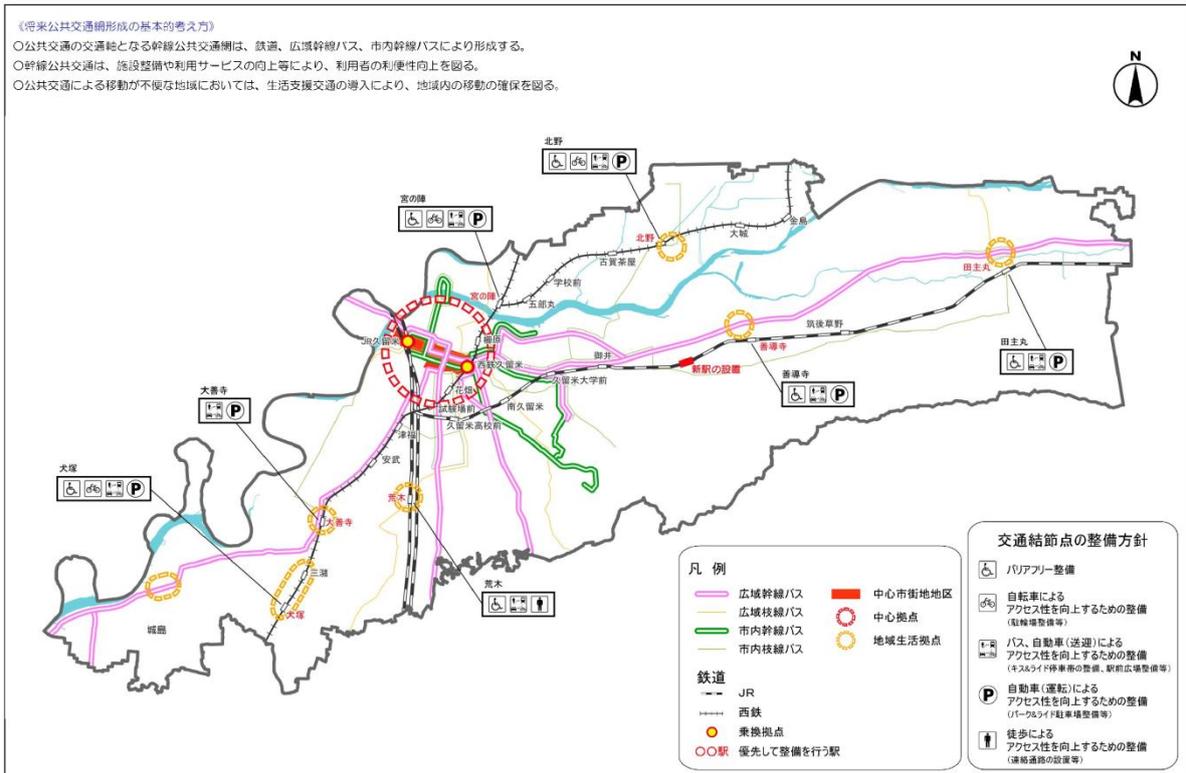
1. 久留米市の強みを活かし、活力を育む交通体系をつくる
2. 誰もが安全・快適で、安心して暮らせる交通体系をつくる

＜立地適正化計画に関連する主な位置づけ＞

- 基本方針と施策の方向性：市域内外の連携を支える幹線公共交通網を形成
  - ・ 市域内外の移動を支える鉄道や幹線バスの機能向上を図り、他都市や市内各拠点との連携・交流を促進する幹線公共交通網を構築する。

《将来公共交通網形成の基本的考え方》

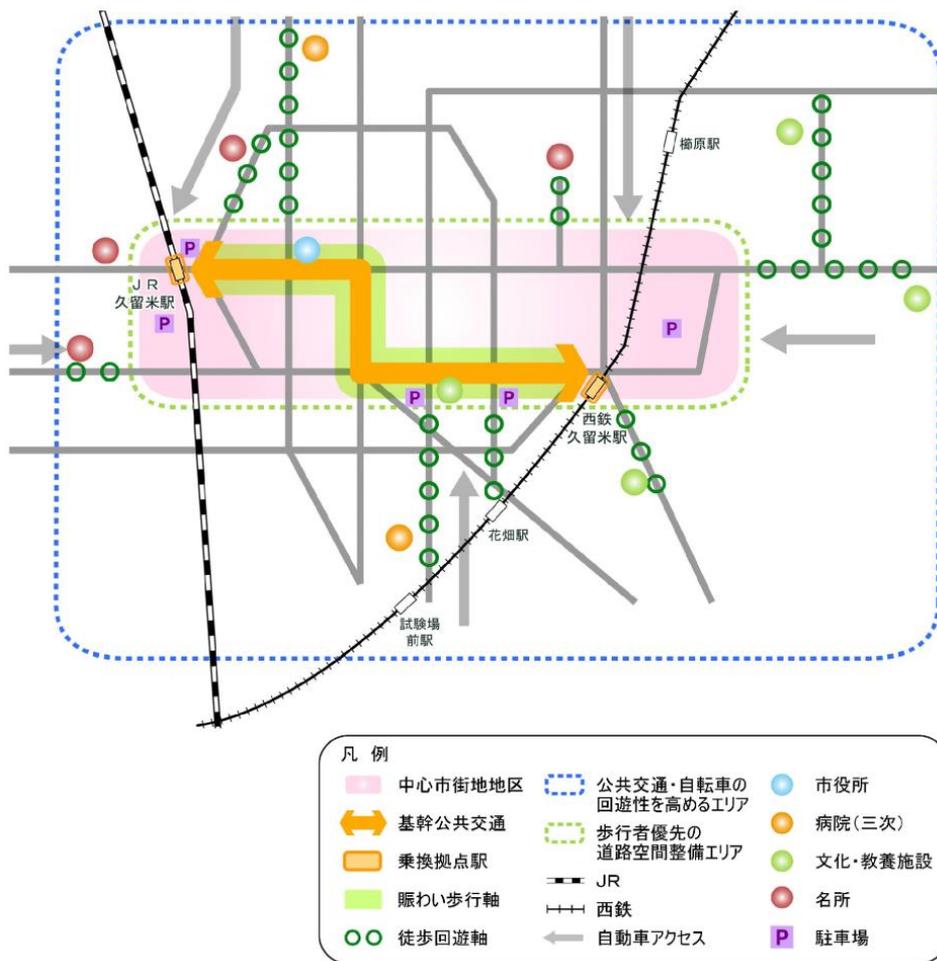
- 公共交通の交通軸となる幹線公共交通網は、鉄道、広域幹線バス、市内幹線バスにより形成する。
- 幹線公共交通は、施設整備や利用サービスの向上等により、利用者の利便性向上を図る。
- 公共交通による移動が不便な地域においては、生活支援交通の導入により、地域内の移動の確保を図る。



＜将来公共交通網＞  
出典：久留米市都市交通マスタープラン（平成25年）

<立地適正化計画に関連する主な位置づけ>

- 基本方針と施策の方向性：魅力と賑わい溢れる中心拠点づくりを支援する交通環境を形成
  - ・ 中心拠点における徒歩・自転車・公共交通の回遊性・利便性を高めることにより、快適で利便性の高い交通環境を構築する。
  - ・ 出来る限り自動車の流入を軽減させ、公共交通や徒歩、自転車を主体とする移動環境の構築を図る。
  - ・ JR久留米駅と西鉄久留米駅を繋ぐ区間については、基幹公共交通の利用環境の向上、賑わい歩行軸の整備を行い、歩いて暮らせる移動環境の充実を図る。
  - ・ 中心市街地地区周辺の主要施設への徒歩回遊軸の整備や自転車利用環境の向上、新たな交通システムの導入を行い、中心拠点内の回遊性向上を図る。
- 基本方針と施策の方向性：多様なニーズに見合った生活交通を充実
  - ・ 公共交通空白地域だけでなく、その他の地域の交通需要や交通特性を考慮しながら、誰もが安心して暮らせる生活に必要な交通を確保する。



<中心拠点の将来交通網>

出典：久留米市都市交通マスタープラン(平成25年)

## ⑦久留米市地域公共交通網形成計画（平成27年8月）【抜粋】

## ＜計画の目的＞

地域が目指す将来像を実現していくために、本市が抱える地域公共交通の問題に対応し、将来にわたって市民の生活を支える“持続可能な地域公共交通体系”の構築に向けた取組を定めるもの

## ＜地域公共交通の目標像及び基本方針＞

## 1. 久留米市の強みを活かし、活力を育む地域公共交通体系

基本方針：市域内外の連携を支える地域公共交通網を形成

- ・ 市域内外の移動を支える鉄道や幹線バスの機能向上を図るとともに、多様な交通サービスの連携を強化し、市内外から中心拠点へのアクセスを強化し、他都市や市内各拠点との連携・交流を促進する地域公共交通網を構築する。

基本方針：魅力と賑わい溢れる中心拠点づくりを支援する地域公共交通環境を形成

- ・ 中心拠点における公共交通のさらなる充実を図ることにより、快適で利便性の高い地域公共交通環境を構築する。

基本方針：地域資源を活かした観光振興を支援する地域公共交通環境を形成

- ・ 九州新幹線の全線開業に伴う遠方からの新しい需要を周辺観光地等まで広げることにより、地域活性化に寄与する地域公共交通環境を構築する。

## 2. 誰もが安全・快適で、安心して暮らせる地域公共交通体系

基本方針：多様なニーズに見合った生活交通を充実

- ・ 公共交通空白地域はもちろんのこと、その他の地域についても交通需要や交通特性を考慮しながら、誰もが安心して暮らせる生活に必要な公共交通を確保する。

基本方針：誰にとっても安全な地域公共交通環境を整える

- ・ 高齢者や障害者、外国人等の移動が困難な人にとっても、日常生活において安全・円滑に移動できる地域公共交通環境を構築する。

基本方針：環境負荷が小さい移動手段である公共交通への転換

- ・ 自家用車中心の生活を見直し、公共交通等の環境負荷が小さい移動手段の利用促進に向けて、交通施設の整備や意識啓発活動を実施する。

基本方針：公共交通利用者の維持・拡大を図る

- ・ 将来にわたって市民の安全・安心な暮らしを支え続ける持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて、公共交通利用者の減少に歯止めをかけ、維持・拡大を図る取組を実施する。